

議案第72号

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月1日提出

飯能市長 新井重治

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例新旧対照表

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 省略 (2) 認定こども園（認定こども園法 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 省略	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 省略 (2) 認定こども園（認定こども園法 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 省略
2 省略 (特別利用保育の基準)	2 省略 (特別利用保育の基準)
第35条 省略	第35条 省略
2 省略	2 省略
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚

園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 省略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場

園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 省略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場

合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

る者を除く。」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」であるのは「教育・保育を受ける者を含む。」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 【路】

特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)と、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの

定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 【同上】

特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。

この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)と、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受けた者を除く。)」とする。

は「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第二条 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正

正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	改 正 前
(法第七条第十項第五号の基準等)	(法第七条第十項第五号の基準等)	(法第七条第十項第五号の基準等)
第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。	第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。	第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。
一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。	一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。	一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。
二 幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。)又は特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)に在籍する小学校就学前子ども(法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。)に対して教育・保育を行うこと。	二 幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。)又は特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)に在籍する小学校就学前子ども(法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。)に対して教育・保育を行うこと。	二 幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による認定こども園法)といふ。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。)又は特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)に在籍する小学校就学前子ども(法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。)に対して教育・保育を行うこと。
〔二～五 略〕	〔二～五 同上〕	〔二～五 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和五年九月十六日)から施行する。ただし、第一条中特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基礎第三十五条第三項及び第三十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考

○内閣府令第六十七号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十九号)の一部の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令)
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令)
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正)
第一条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。	第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 「[略]」

二 認定子ども園(認定子ども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る) 次号及び第四号に掲げる事項

〔三・四 路〕

一 「同上」

二 認定子ども園(認定子ども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る) 次号及び第四号に掲げる事項

〔三・四 同上〕

(特別利用保育の基準)
第三十五条 【路】

【路】

特例利用保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それそれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

(特別利用保育の基準)
第三十五条 【同上】

【同上】

特例利用保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それそれ含むものとして、前款(第六条第三項及び第七条第二項を除く)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」と、「第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けたものに限る)」次号及び第四号に掲げる事項

〔三・四 同上〕

校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第一号の内閣総理大臣が